

14.訪問販売お断りシール

消費生活センターでは、消費者が訪問販売を断りたい場合に、その意思表示をするためのシールをお配りしています。

「悪質な訪問販売」と「すべての訪問販売」を断る２種類があり、玄関やインターホン付近に貼ってご活用いただけます。

また、悪質な電話勧誘販売への対処法のシールも併せてご利用ください。断っている消費者に繰り返し同じ勧誘をすることは、法律や条例で禁止されています。

配付場所：消費生活センター、市政情報センター、
各区役所市政情報コーナー、公民館

悪質な訪問販売による被害を防ぐための「訪問販売お断りシール」です。

①

**悪質な訪問販売
お断り!**

堺市立消費生活センター
大阪府警察

※このシールを貼っている住居を訪ねし勧誘を行う
行為は、堺市消費生活条例違反となります。

(活用方法は裏面を参照してください。)

②

**訪問販売
お断り!**

堺市立消費生活センター
大阪府警察

※このシールを貼っている住居を訪ねし勧誘を行う
行為は、堺市消費生活条例違反となります。

③

悪質電話勧誘対処法

1. 「いりません」とはっきり断り、
話の途中でも電話を切りましょう
2. 何回かかってきても
すぐに電話を切りましょう

悪質商法などの消費者トラブルで
困ったときは一人で悩まずに
すぐ相談!!

堺市立消費生活センター
電 話 072-221-7146
ファックス 072-221-2796
相談時間/9:00~17:00
(土・日・祝祭日・年末年始除く)

大阪府警察本部悪質商法110番
電 話 06-6941-4592